身体拘束等の適正化のための指針

1、身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、ご利用者様の生活の自由を制限する行為であり、ご利用者様の尊厳ある生活を 阻むものです。当事業所では、ご利用者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化 することなく、職員一人ひとりが身体拘束等による弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識 を持ち、身体拘束等をしないケアの実践に努めます。

(1) 身体拘束等の禁止

サービス提供にあたって、ご利用者様、家族様の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急やむを得ない場合の三要件

ご利用者様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで、身体拘束等をしないケアの提供が原則です。しかしながら、以下の三要件を満たす状態にある場合(緊急やむを得ない場合)は必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

①切迫性

ご利用者様本人または他の人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替の介護方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束およびその他の行動制限を行う場合には以上の三要件すべてを満たすことが必要です。

2, 身体拘束等廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束等の原則禁止

当事業所は身体拘束およびその他の行動制限を原則禁止します。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等行う場合

本人または他の人の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討し、身体拘束等による心身の弊害よりもリスクが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たした場合のみ、本人・家族等の説明と同意を得て必要最低限で行います。

また、身体拘束等を行った場合はその状況について経過を記録し、できるだけ早期に解除すべく努力します。

(3) 身体拘束の対象となる具体的な行為(例)

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りれないように、ベッドを網(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かない様に、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かない様に、または皮膚をかきむしらない様に、手指の 機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、 車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」より

※上記は厚生労働省の一例です。

(4) 身体拘束を行わないケアを提供するための事業所全体の取組み

- ① ご利用者様主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ② 言葉や対応などでご利用者様の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ ご利用者様の思いを汲み取り、ご利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を 行う。
- ④ ご利用者様の安全を確保する観点から、ご利用者様の自由(身体的、精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ⑤ 『やむを得ない』として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者 様に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3, 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束等廃止委員会の設置

当事業所は身体拘束等の廃止を目的として身体拘束等廃止委員会(以下委員会)を設置します。

①委員会の構成員

- ・委員長・・・住友俊一(身体拘束廃止推進員養成研修修了者)
- ・管理者・介護福祉士
- ・対象者のケアに関わる介護職員
- ②委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。
- ③委員会は年に一回以上開催し、必要時は随時開催します。
- ④委員会を開催した場合、内容・検討結果等を職員全体に周知徹底します。

4, 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他の人の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を 行う場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の開催

身体拘束等を行う前に委員会を開催し、切迫性・非代替性・一時性の三要件をすべて満たしているか確認・検討を行う。確認・検討したうえで身体拘束等を行う場合、方法・場所・時間・期間等を検討し、本人・家族等に説明する。

(2) 本人・家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由、身体拘束等の方法・場所・時間・期間等や改善に向けた取り組みを説明し充分な理解が得られるように努めます。

同意期間が過ぎても身体拘束等が必要であれば事前に説明し同意を得たうえで実施します。また、本人・家族等の同意を得られない場合は、委員会を再度開催し、検討を行います。

(3) 記録と再検討

身体拘束等の記録は義務付けられており、心身の状況や様子・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束等の早期解除に向け拘束の必要性や方法・時間帯等検討する。記録は5年間保管し、いつでも提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

身体拘束等の記録と検討の結果、身体拘束等の必要性がなくなった場合、速やかに身体拘束等の解除を行う。その場合は本人・家族等に連絡する。

(5) 緊急やむを得ない場合であっても

緊急やむを得ない場合の三要件を満たしていても、身体拘束その他の行動制限は心身的な多くの弊害があり『ご利用者様の生活の自由を制限する行為であり、ご利用者様の尊厳ある生活や主体性を阻むもの』と言う事を認識し、常に意識する。

6、身体拘束廃止等の適正化の研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛り込んだ研修を以下のとおり実施する。
 - •新規採用時
 - ・定期的な研修を年1回以上行う。
- (2) 研修内容は委員会と虐待防止委員会で検討する。

7、当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事務所内でいつでも閲覧できる場所に保管する。 事業所のホームページにも掲載し、いつでもどなたでも閲覧できる環境を整える。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。